

事務連絡
令和3年1月14日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更を受けた対応について（依頼）

昨日開催された第52回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の2府5県を追加することが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添1～3のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴都道府県におかれては、貴都道府県登録の旅行業者等に対し、改めて、①緊急事態宣言・基本的対処方針等の周知、②在宅勤務（テレワーク）等の推進、③催物の開催制限、施設の使用制限等に係る営業時間短縮要請への協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、別添のとおり、旅行業協会あてに事務連絡を発出しておりますので、ご案内いたします。

【添付資料】

○内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

（別添1）新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について

（別添2）職場への出勤等（テレワーク等）について

（別添3）緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について